

生涯学習課

千畑交流センターは3月1日(木)から休館します

美郷町公共施設再編計画に基づき、千畑交流センターは今年度末に閉館し、その機能を千畑中学校へ移行する予定です。これに伴う引越し作業のため、千畑交流センターは3月1日から休館します。大変ご迷惑を

おかけしますが、移転作業が終了するまでの期間は他の施設をご利用いただきますようご理解とご協力をお願いします。移転後の施設の利用開始時期については、広報紙等で改めてお知らせします。

問い合わせ●千畑交流センター ☎0187(85)2593

建設課

合併処理浄化槽を設置予定の方へ  
設置費用の一部を補助します

トイレや台所、洗濯、風呂などの排水を処理するために合併処理浄化槽を設置する場合、設置費用の一部を補助しています。合併処理浄化槽はトイレの水洗化により快適な生活が実現できるだけでなく、きれいな水を放流することにより自然環境の保全に役立ちます。

4月以降に設置予定の方は、お早めに建設課上下水道班までご相談ください。

■補助金額

浄化槽の区分	補助金額
5人槽 (住宅の面積が160㎡以下の場合)	47万5千円
7人槽 (住宅の面積が160㎡を超える場合)	55万4千円
10人槽 (台所および浴室が2カ所以上の場合)	70万3千円

■浄化槽を設置している方には法律により次のことが義務付けられています。

【保守点検…通常は年4回】

汚水が正しく処理されるよう微生物の管理や装置の点検・調整、消毒剤の補充を行います。(点検業者との契約が必要です。)

【清掃…年1回】

浄化槽にたまった汚泥等の除去、機器の洗浄、清掃を行います。(清掃業者との契約が必要です。)

【法定検査…通常は年1回】

設置状況や機能を確認するため、浄化槽の使用開始後4カ月から8カ月の間と、その後は年1回、水質に関する検査を行います。国から指定を受けた検査機関が、外観から異常の有無を調べる「外観検査」、浄化槽の機能を調べる「水質検査」、維持管理に関する「書類検査」の3つの検査を行います。町では申請により水質検査費5,000円を全額補助しています。

問い合わせ●町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910(内線2802)

農業委員会

農地等の生前一括贈与にかかる贈与税・不動産取得税の納税猶予制度  
制度継続利用のために必要な証明書の申請は2月29日(水)まで

農地等を生前一括贈与で譲り受け、農地の分散を防止しながら農業経営を継続している場合、贈与税および不動産取得税の納税猶予制度が利用できます。

納税猶予期間中は、申告期限から3年ごとに大曲税務署や仙北地域振興局に継続届出書を提出する必要があります(対象者には大曲税務署や仙北地域振興局から必要書類が送付されています)。この際、添付書類として農業委員会が発行する証明書が必要になりますので、継続届出書の提出前に町農業委員会事務局で証明書の申請手続きを行ってください。

なお、証明書の発行には農業委員会総会での承認が必要となるため、期限内に手続きができるよう所得税の確定申告等の準備をお願いします。

農業委員会の手続きに必要な書類●

- ・平成23年分の所得税の確定申告書B 第一表控の写し(農業の収入金額等が記載されたもの)
- ・大曲税務署や仙北地域振興局から送付された証明願
- ・生前一括贈与対象農地が分かる資料  
(納税猶予申請時に提出した書類の控え等)

申請期限●2月29日(水)

申請先●農業委員会事務局

証明書発送予定日●3月14日(水)

問い合わせ●町農業委員会事務局  
☎0187(84)4913



国が支える。安心が大きくなる

# 積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

安心して豊かな老後生活のために新しい農業者年金に加入しましょう

## あなたの将来への備えは十分ですか？

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要です。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度です。

加入の申し込みやご相談は最寄りのJAまたは町農業委員会事務局まで  
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

## 農業者年金の特徴

### 農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。



### 少子高齢化時代に強い年金です

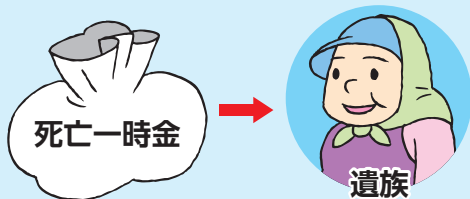
自分で積み立てた保険料と、その運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められます（月額2万から6万7千円までの間で千円単位で自由選択）。農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも見直すことができます。



### 終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。



### 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額（一人当たり年額12万円～80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。また、将来受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。



個人年金の場合は年額最高5万円

### 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額は原則65歳から特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。